

令和5年度中に策定、変更予定の県の計画等について

計画の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管課名
		策定 変更 廃止	法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県地域防災計画(風水害等対策編他)	—	変更		○				災害対策基本法(第40条)	防災危機管理局

令和5年度中に策定、変更予定の県の計画等について

1 滋賀県地域防災計画の修正

(1) 概要

国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。(災害対策基本法第40条)

本県では、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故災害対策編」、「原子力災害対策編」の4編を作成している。

(2) 修正について

毎年度検討を加え、必要な修正を行っており、本年度においても国の防災基本計画の修正や、災害教訓等を踏まえ、滋賀県防災会議で修正を行う予定。

(参考)

令和4年度滋賀県地域防災計画の修正の概要

【主な修正項目】

- ① 盛土による災害の防止に向けた対策
- ② 雪害対策に係る体制強化
- ③ 安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ④ 防災教育の推進
- ⑤ 災害対策本部の設置基準
- ⑥ 原子力災害時における自衛隊および原子力事業者との連携体制強化